事業主・被保険者の皆さまへ

令和７（2025）年度　雇用保険料率のご案内

令和７（2025）年４月１日から令和８（2026）年３月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。）。

- 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

＜令和７年度の雇用保険料率＞

（赤字は変更部分）

負担者 ＼ 事業の種類	① 労働者負担 （失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	② 事業主負担			①＋② 雇用保険料率
			失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	**5.5/1,000**	**9/1,000**	5.5/1,000	3.5/1,000	**14.5/1,000**
（令和６年度）	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業※	**6.5/1,000**	**10/1,000**	6.5/1,000	3.5/1,000	**16.5/1,000**
（令和６年度）	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	**6.5/1,000**	**11/1,000**	6.5/1,000	4.5/1,000	**17.5/1,000**
（令和６年度）	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

（枠内の下段は令和５年４月～令和７年３月の雇用保険料率）

※　園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　ハローワーク

LL070207保01